

## 平成26年度第2回豊山町選挙管理委員会会議録

1 開催日時 平成26年5月15日(木) 午前9時50分～午前10時30分

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3

3 出席者

(1) 豊山町選挙管理委員会委員

委員長 水野春巳

委員 坪井清夫 東海林宗義 安藤保信

(2) 事務局

書記長 安藤光男

書記 小川徹也 牛田彰和 林真吾 佐々聖尚

4 議題

豊山町農業委員会委員一般選挙の執行について

5 会議資料

議案第1号 選挙の期日及びこれを告示する日を定めること

議案第2号 選挙長及び同職務代理者を選任すること

議案第3号 投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第4号 期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること

議案第5号 投票所を定めること

議案第6号 期日前投票所を定めること

議案第7号 選挙会の日時及び場所を定めること

議案第8号 開票事務と選挙会事務を合同すること

6 議事内容

書記： 改めまして、おはようございます。ただ今より平成26年度第2回豊山町選挙管理委員会を始めさせていただきます。

初めに、委員長からごあいさつをいただきます。委員長よろしく願いいたします。

委員長： おはようございます。本日は、選挙管理委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席いただきまして厚くお礼申し上げます。本日の委員会の議題は、豊山町農業委員会委員一般選挙についての議題

でございます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

書記： ありがとうございます。ただ今委員長からお話がありましたけれども、本日の議題は、豊山町農業委員会委員一般選挙の執行についてでございます。後ほどご説明させていただきますが、日程については若干余裕があります。6月2日に開催いたします選挙管理委員会で今回の議題の議決をいただくことも可能でありますけれども、6月の広報とよやまで周知させていただくために今回臨時で選挙管理委員会を開催いたしましたので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議事の取り回しを委員長にお願ひいたします。

委員長： 本日の議案は8件です。豊山町農業委員会委員一般選挙の執行について関連がありますので、一括して事務局に議案第1号から第8号までの説明を求めます。

事務局： 議案に入ります前に、根拠条文に関する説明の一部省略についてご報告いたします。

農業委員会委員の選挙は、農業委員会等に関する法律第11条に基づき、国政選挙等にならしまして、公職選挙法と公職選挙法施行令を法的根拠として執行いたします。議案説明につきましては、農業委員会等に関する法律を省略し、公職選挙法と公職選挙法施行令の根拠条文のみといたしますのでご了承願ひます。

それでは議案第1号、選挙の期日及びこれを告示する日を定めること。農業委員会委員の任期満了は、今年の7月19日になります。公職選挙法第33条第1項の規定により、任期満了による選挙は、その任期が終わる日の前30日以内に行うことになっておりますので、選挙の期日は平成26年7月6日（日）でよろしいでしょうか。

なお、告示については公職選挙法第33条第5項第5号の規定により、告示は少なくとも5日前に行う必要がありますので、平成26年7月1日に告示をする予定です。

議案第2号、選挙長及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第75条第3項及び同法施行令第80条第1項の規定により、選挙長及び同職務代理者を選任する必要があります。選挙長及び同職務代理者は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている選挙人の中から選ぶ必要がありますので、選挙長は、選挙管理委員会委員の坪井清夫委員、職務代理者は、町職員の秋田和清を選任してよろしいでしょうか。

議案第3号、投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第37条第2項及び同法施行令第24条第1項の規定により、投票管理者及び同職務代理者を選任する必要があります。投票管理者及び同職務代理者は、農業委員会委員選挙人名簿に登録されている選挙人の中から選ぶ必要がありますので、

投票管理者は小出泰、職務代理者は坪井善樹を選任してよろしいでしょうか。

なお、この2人につきましても、町職員からの選任です。

議案第4号、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任すること。公職選挙法第48条の2の規定により、期日前投票管理者及び同職務代理者を選任する必要があります。同法施行令第49条の7の規定により、記載名簿のとおり選任させていただいてよろしいでしょうか。

議案第5号、投票所を定めること。公職選挙法第39条の規定により、投票所を定める必要がありますので、投票所を豊山町役場と定めてよろしいでしょうか。

なお、告示につきましては、公職選挙法第41条の規定により、告示は少なくとも5日前に行う必要がありますので、7月1日に告示を行う予定です。

議案第6号、期日前投票所を定めること。公職選挙法第48条の2の規定により、期日前投票所を定める必要がありますので、期日前投票所を豊山町役場と定めてよろしいでしょうか。

なお、告示については、投票所と同様、告示を少なくとも5日前に行う必要がありますので、7月1日に告示を行う予定です。

議案第7号、選挙会の日時及び場所を定めること。公職選挙法第77条第1項及び第78条第1項の規定により、選挙会の日時及び場所を定める必要があります。日時としては、有投票の場合は、7月6日午後9時。場所については、豊山町役場3階会議室3・4。無投票の場合は、7月6日午前10時。場所としては、豊山町役場3階会議室3としてよろしいでしょうか。

なお、告示については、7月1日に行います。

議案第8号、開票事務と選挙会事務を合同すること。公職選挙法第79条第1項の規定により、開票事務と選挙会事務を合同することができますので、合同で行うこととしてよろしいでしょうか。

なお、告示については、同条第2項の規定により選挙期日の告示の日になりますので7月1日に行います。

以上で説明を終わります。

委員長： 事務局から説明が終わりました。ここで、質疑に入ります。質疑のある方の発言を求めます。

委員： (なし)

委員長： 議案第1号から第8号に関し、賛成者の挙手を求めます。

委員： (全員挙手)

委員長： 全員賛成と認めます。以上で、本日の議案は終わりました。その他で、何かありましたらお願いいたします。

事務局： 農業委員会委員一般選挙の制度についてご説明いたします。農業委員会委員の

任期は3年で、現委員の任期につきましては、平成26年7月19日までとなっております。豊山町農業委員定数条例により、選挙による委員は12名と規定されていますので、立候補者が12名を超えた場合には、選挙を執行いたします。立候補者が12名以内であれば、無投票となりますのでよろしくお願いいたします。なお、現委員の選挙による委員の人数は10名で、欠員は2名であります。

農業委員会委員選挙人名簿につきましては、平成26年1月1日現在により調製し、3月31日に確定いたしました。人数につきましては、408名の登録を行いました。この農業委員会委員選挙人名簿に登録される者や選挙権、被選挙権の要件については、住所要件、年齢要件、一定の耕作の業務を営む要件の3つを備えていなければなりません。

書記： 農業委員会委員は農業委員会の構成員であり、農業委員会は行政委員会として位置づけられ、町内の農地をどうするかということを農業委員会が行政委員会として決定します。農業委員会委員は、選挙により決めることとなっております、先ほど事務局から話がありましたけれども、一定の要件を備えた農業委員会委員選挙人名簿に記載のある人から委員を選出し、投票を行います。

本町においては、過去に農業委員会委員一般選挙を執行したことは一度もありませんが、近隣の市町村では、選挙を執行しているところもございます。

委員： 土地の名義がおじいさんであり、高齢で耕作に従事しておらず、実際には息子が耕作に従事している場合は、この息子に投票権等の資格はありますでしょうか。

書記長： 土地の名義のことで言いますと、名義が全ておじいさんであった場合は、家族何人かで耕作に従事していたとしても、その土地を持っているのはそのおじいさん1人だけになります。農地につきましては、その農地に何人の家族で耕作に従事しているかということになりますので、家族全員が60日以上耕作に従事していれば、家族全員に選挙権があるということになります。

事務局： 農業委員会委員選挙人名簿を見ますと、家族の方も記載されている名簿もあります。

委員： 本町の農業委員会委員の構成としては、どのような構成となっておりますか。

事務局： 現在は、農協による推薦委員が2名、木津用水土地改良区による推薦委員が1名、議会による推薦委員が1名、選挙による委員が10名となっております。

委員長： 以上で、本日の委員会を終了いたします。ありがとうございました。

上記のとおり豊山町選挙管理委員会規程第14条の規定に基づき、平成26年度第2回豊山町選挙管理委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの会議録を作成し、委員長及び出席委員3人が署名する。

平成26年5月15日

委員長	水野春巳
委員	坪井清夫
委員	東海林宗義
委員	安藤保信